

### **Press Release**

厚生労働省 広島労働局発表 平成 26 年 10 月 23 日

広島労働局労働基準部監督課 担 監督課長 子安成人 当 主任監察監督官 谷本安弘 電話 082-221-9242

# 外国人技能実習生雇用事業場の平成 25 年監督指導結果

広島労働局(局長 河合智則)は、管内8労働基準監督署が、県内で外国人技能実習生を雇用する事業場を、平成25年1月~12月に監督指導(臨検調査等)した結果を取りまとめましたので、公表します。

### 【平成 25 年監督指導結果の概要】

- 1 調査対象 250 事業場の 82.0%<sup>※1</sup> (205 事業場) に、何らかの労働 基準関係法令違反が確認されました。 ※1 全国平均 79.6%
- 2 主な違反内容は、安全関係、衛生関係のほか、労働時間、割増賃金不払い、労働条件の明示などです。
- 3 業種別では、金属製品、輸送用機械器具製造業は安全関係、衛生関係、 労働時間の違反が多く、また、農・水産業は健康診断、労働条件の明示、 衣服・繊維製品製造業は衛生関係、就業規則、割増賃金が多く確認され ました。
- 4 労使協定の延長時間を超えて時間外労働させ、時給を通常より低額 (400円~500円)で支払う割増賃金不払いなどが確認されました。

広島労働局と各労働基準監督署では、集団指導のほか、入国管理局等関係機関と連携して監督指導等を行い、関係法令の周知と法違反の是正指導に努めるとともに、重 大悪質な法令違反を送検するなど、引き続き厳正に対応します。

## 1 受け入れ事業場に係る監督指導結果(過去5年間)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
監督指導事業場数	165	225	208	239	250
違反事業場数	121	185	174	202	205
違反率 (%)	73. 3%	82. 2%	83. 7%	84. 5%	82. 0%
全国違反率(%)	70. 5%	74. 0%	82. 0%	79. 1%	79.6%

<sup>(</sup>注) 違反事業場数には、外国人技能実習生以外の労働者に係る違反も含まれている。

# 2 違反の内訳 (平成 25 年)

### (1) 主な違反内容

主な違反内容	違反事業場数(違反率)
安全関係*1	1 0 7 ( 42.8%)
衛生関係**2	9 6 ( 38. 4%)
労働時間(労基法第32条)	6 8 ( 27. 2%)
割増賃金の支払 (労基法第 37 条)	4 9 ( 19.6%)
労働条件の明示 (労基法第 15 条)	3 9 ( 15.6%)
賃金の支払 (労基法第 24 条)	1 5 ( 6.0%)
寄宿舎関係(労基法第 96 条)	1 1 ( 4.4%)
最低賃金の支払(最低賃金法第4条)	2 ( 0.8%)

#### ※1 資格、機械設備等の安全管理 ※2 健康診断実施等衛生管理

#### (2) 主要業種別の違反状況

業種	違反事項(違反率)			
食料品製造業 (24 社)	労働時間(41.7%)安全関係(33.3%)			
衣服·繊維製品製造業 (25 社)	衛生関係(48.0%)就業規則(40.0%)割増賃金(28.0%)			
金属製品製造業 (32 社)	安全関係(37.5%)衛生関係(37.5%)労働時間(21.9%)			
輸送用機械製造業 (89 社)	安全関係(56.2%)衛生関係(32.6%)労働時間(22.5%)			
農・水産業 (9社)	衛生関係(44.4% <sup>※3</sup> )労働条件明示(33.3%)			

※3 すべて健康診断未実施

### 3 違反例

- (1)賃金に関する控除協定なく家賃・水道光熱費を各月の賃金から控除し、賃金を全額支払っていないもの。
- (2) 適法な協定なく、預金通帳を事業者が保管していたもの。
- (3) 寄宿させている事業付属寄宿舎について、寝室の1人当たりの居住面積の不足、階段と廊下の高さと幅が基準を満たしていなかったもの。
- (4) 労使協定で定めた延長時間を超える時間外労働を行わせた。さらに、時間外労働に対して1年以上にわたり、1時間当たり400円しか支払っていなかった。

また、臨検監督時、労働基準監督官の尋問に対して、虚偽の陳述(説明) を行ったもの。